

岐阜県 T P P 対策本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、T P Pに関する情報収集と情報共有を図り、全庁的な体制のもと必要な対策等を行うため、「岐阜県 T P P 対策本部」(以下「対策本部」という。)の設置及び円滑な運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) T P Pに係る情報の収集に関すること。
- (2) T P Pに係る対応に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項。

(対策本部)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び別表1に掲げる職にあるもの(以下「本部員」という。)をもって構成する。

- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部長は、会議を総理する。
- 4 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故がある時はその職務を代理する。

(庁内連絡会議)

第4条 対策本部に庁内連絡会議を設置する。

- 2 庁内連絡会議は、対策本部の目的を円滑に達成することに従事する。
- 3 庁内連絡会議は、総括班長、総括副班長及び別表2に掲げる職にあるもの(以下「庁内連絡員」という。)をもって構成する。
- 4 総括班長は商工労働部商工政策課長を、総括副班長は農政部農政課長をもって充てる。

(会議の招集等)

第5条 対策本部の会議は本部長が招集し、これを主宰する。また、会議には、必要に応じて本部員以外の者の出席を求めることができる。

- 2 庁内連絡会議は総括班長が招集し、これを主宰する。また、会議には、必要に応じて庁内連絡員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 対策本部の事務局は、商工労働部商工政策課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月6日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年7月14日から施行する。

別表1 (第3条関係)

本 部 員	
知事 副知事 秘書政策審議監 総務部長 清流の国推進部長 環境生活部長 健康福祉部長 商工労働部長 農政部長 林政部長 県土整備部長 都市建築部長 会計管理者 振興局長 教育長	本部長 副本部長

別表2 (第4条関係)

庁 内 連 絡 員		
知事直轄 総務部 清流の国推進部 環境生活部 健康福祉部 商工労働部 農政部 林政部 県土整備部 都市建築部 出納事務局 教育委員会	広報課長 財政課長 清流の国づくり政策課長 環境生活政策課長 健康福祉政策課長 商工政策課長 国際戦略推進課長 農政課長 林政課長 建設政策課長 都市政策課長 出納管理課長 教育総務課長	総括班長 総括副班長